

# 平成29年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成29年9月13日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

- 第 1 号 発委第 3 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 号 同意第 15 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 3 号 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 4 号 議案第 23 号 平成 29 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 5 号 議案第 24 号 平成 29 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 6 号 議案第 25 号 平成 29 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 号 議案第 26 号 平成 29 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 8 号 議案第 27 号 平成 29 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 9 号 議案第 28 号 平成 29 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 10 号 議案第 29 号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 陳情第 2 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 第 12 号 議員派遣の件

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第 1、発委第 3 号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

**議会運営委員長** おはようございます。発委第 3 号、平成 2 9 年 9 月 1 2 日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに川棚町議会会議規則（昭和 6 2 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、改正理由を説明します。それでは、新旧対照表をお開きください。ここでは省略をしておりますが、第 1 条におきまして、議員の範囲を議長、副議長または委員長でない議員をいうと定めています。また、第 3 条第 1 項では、任期満了や辞職した時に、議員報酬を日割り計算で支給すると定めており、議長、副議長、委員長及び議員を適用範囲とし、以下「議長等」という、と定めております。

しかし、第 3 条第 2 項では、議員が死亡した時はその当月分までの議員報酬を支給するとされており、前に説明しましたように、現行条文では議長、副議長、または委員長は含まれないこととなります。更に第 4 条の費用弁償では、議長等が公務のために旅行した時は、費用弁償として旅費を支給する、第 5 条の期末手当では、議長等で基準日に在職する者には期末手当を支給するとされています。

以上説明しましたように、他条項と整合性を図ることや、支給の範囲を全議員とするために、「議長等が死亡した時は」に改めようとするものであります。改正条文に戻っていただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第3号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、発委第3号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:05)

議 長 次に、日程第2、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、説明を求めます。町長。

**町長** 皆さま、おはようございます。同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」についての、提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に、教育委員会は教育長及び教育委員4人をもって組織するとされており、教育委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮するとともに、委員のうちに、保護者であるものが含まれるようにしなければならないと、このように規定されております。

この度、現教育委員会委員の塚田正之氏の任期が本年10月9日を持って満了となることから、後任の委員を選任する必要があります。そこで、後任として浦隆之氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

浦氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町小串郷2341番地170にお住まいで、年齢は昭和50年7月7日生まれの42歳であります。同氏は平成6年3月に長崎県立川棚町高等学校をご卒業になり、同年6月から現在に至るまで、民間企業に勤務をされております。平成22年度から平成23年度まで小串小学校のPTA副会長に、平成24年度から平成25年度まで同校のPTA会長を歴任され、法律に定められている現役の保護者でもあり、子ども達の健全育成やPTA活動にも熱心に取り組んでこられ、保護者や住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますのでご提案申し上げる次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしく申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

**議長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:09)

議 長 次に、日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、高以良壽人議員が除斥の対象となります。高以良壽人議員の退場を求めます。

(高以良議員退場)

議 長 本件について、説明を求めます。町長。

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと定められております。現在本町には、4人の方が人

権擁護委員の委嘱を受けておられます。そのうち、高以良壽人氏につきましては、平成26年10月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在、1期目ですが、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の再任推薦について、議会の意見を求めるものであります。

高以良壽人氏は新谷郷744番地1にお住まいで、昭和23年9月20日生まれの68歳であります。昭和44年に長崎県総合農林センター教習部大学校を卒業後、同年4月から川棚町役場に勤務され、その後、係長や課長を歴任されまして、平成21年3月末、総務課長を最後に定年退職されております。その後は家業である農業に従事されており、現在は東彼杵郡森林組合理事を務めるなど、人格、識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、推薦することにつきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、これを適任者と認めるとの

意見とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 13)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、高以良壽人議員の入場を許可します。

(高以良議員入場)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第4、議案第23号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第23号「平成29年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,056万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億7,356万2,000円にしようとするものであります。

歳入においては、固定資産税の課税実績による増額、地方交付税、臨時財政対策債の決定による増額、平成28年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

また、歳出においては、マイナンバーカード等の記載事項充実にかかる住民基本台帳システムの改修に要する経費の追加、国民年金事務費交付金における電子媒体化、様式統一化等の実施にかかるシステム改修に要する経費の追加、多面的機能支払交付金事業における長寿命化活動に関する補助金の追加、県道大崎公園線県営事業にかかる地元負担金の追加、病弱児童対応にかかる特別支援教育支援員の配置等に要する経費の追加などが主なものであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上をしたものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは内容について説明いたします。歳出からまず説明いたします。27ページ、28ページをお開きください。

2款総務費であります。2款1項1目一般管理費であります。総額で157万円の追加を行っております。内訳としましては、9節旅費100万円、これは農政未来塾地域づくりコーディネーター等の職員研修に要する旅費の追加でございます。この分については助成がありますので、歳入の折に説明いたします。

次に11節需用費32万円、こちらは消費生活相談関係の広報の印刷製本費の追加であります。こちらにも県補助がございます。

次に19節であります。これは先ほど申し上げました農政未来塾等の職員研修の受講に要する負担金の追加、25万円あります。続きまして、8目電算管理費であります。まず、説明欄の一般管理費71万3,000円ありますが、こちらは住民基本台帳システムのゲートウェイサーバー撤去に伴うシステム対応、ネットワーク設定対応等の委託料であります。次に社会保障・税番号制度導入費であります。これはマイナンバーカード記載事項充実にかかるシステム改修の委託料であります。

次に13目財政調整基金費、そしてその下の15目の下水道事業基金費ありますが、こちらはいずれもそれぞれの基金の利子収入増に伴う積立金であります。

続きまして5項2目統計調査費、説明欄の就業構造基本調査費ありますが、こちらは歳出科目の組み替えを行っております。

次に6項1目監査委員費であります。19節負担金の増、4万8,000円でございます。こちらは下水道事業の経営実務講習、これは下水道事業の公営企業会計移行に伴う講習会の受講の負担金でございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費であります。1,458万3,000円、これはいずれも23節の追加でございます。こちらは各事業実績に伴う補助金の清算返納金であります。次に介護保険事業費5万4,

000円ではありますが、内訳としまして23節が1万1,000円、こちら  
も補助金の清算返納金でございます。残り4万3,000円につきましては  
28節であります。こちら28年度の清算に伴う、介護保険特別会計への繰  
出金であります。続きまして5目国民年金事務費であります。184万3,  
000円の増、委託料の追加でございますが、こちらは国民年金事務費にお  
ける電子媒体化及び様式統一化にかかるシステム改修の委託料であります。  
こちらは全額、国庫支出金によって措置がされます。次に2項1目児童福祉  
総務費であります。こちらは全て国、県支出金の清算返納金であります。次  
のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費の中の説明欄、まず米  
需給調整総合対策推進事業費であります。こちらは全て23節になります。

内容としましては、県支出金の清算返納金に伴う清算返納償還費ござい  
ます。こちらは歳入として、過年度収入において全額入ってまいります。続  
きまして、多面的機能支払交付金事業費であります。こちら全て19節であ  
ります。内容としましては、中山地区において追加申請に伴う補助金の増が  
生じたものであります。この分のうち4分の3が県支出金によって措置され  
てまいります。続きまして、農地中間管理事業費であります。こちらは事  
業費の増減はなしで、予算科目の組み替えを行ったものであります。

続きまして2項1目林業総務費であります。まず、林業総務費2万円の増  
であります。こちらは全国森林環境税創設促進連盟への加入にかかる会費負  
担金であります。次に、森林整備地域活動支援交付金事業費であります。こ  
ちらは県林業公社が実施いたします、森林作業集約化の促進にかかる補助金  
の増でございます。このうち4分の3が県支出金において措置がされます。

続きまして3項2目漁港管理費であります。こちらにつきましては、まず  
内訳としまして、11節7万6,000円、こちらは惣津漁港の表示灯の修  
繕に要する修繕費を計上しております。残り13節83万円につきましては  
は、川棚西部漁港海岸保全区域図修正業務の委託料でございます。

次の3目漁港建設費につきましては、歳出の増減なしで、財源内訳のみの  
補正でございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項2目商工業振興費であります。こちら旅費の  
増と負担金の増であります。負担金につきましては、全国商工会連合会補助

事業費補助金の追加でございます。

次に、3項観光費であります。説明欄にありますように、かわたな「発見・巡る旅」整備プロジェクト事業費100万円の増であります。内訳としましては、まず13節委託料、こちらは川棚海フェスタ2017の委託料、これが日本財団交付金事業で実施することになりましたので、その分減としております。

次に15節工事請負費の追加につきましては、海水浴場棧敷改修工事におきまして設計変更が生じたので、増を行ったものであります。

続きまして、4目観光施設整備基金費であります。これは基金の利子の増に伴う積立金であります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項3目道路新設改良費であります。まず、委託料の10万であります。こちらは町道小串新谷線改良工事における分筆登記に要する委託料であります。

19節の146万3,000円、こちらは県営事業であります県道大崎公園線の改良に伴う地元負担金であります。こちらにつきましては、財源内訳にありますように、地方債を歳入で計上もしております。

続きまして22節であります。町道上組平線改良に伴い、物件補償を要しますので53万円を計上をしております。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費であります。12万9,000円事業費の増であります。こちらは長崎県市町村総合事務組合助成決定によりまして、消防団員の安全装備品でありますLEDヘッドライト、これを購入するための事業費の増であります。続きまして、3目消防施設費、説明欄にありますように施設管理費であります。防災行政無線の再免許申請及び定期検査にかかる手数料でございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費であります。こちらは臨時職員雇い入れのための社会保険料並びに賃金の追加でございます。

続きまして、2項1目学校管理費の中の川棚小学校管理費であります。こちらは病弱児の就学対応のための特別支援教育支援員の配置に要する社会保険料、賃金、そして対応のための備品の購入費でございます。

次に5項3目公会堂費、公会堂管理費であります。事業費の90万の増であります。これは公会堂の空調設備の修理に要する修繕料を計上しております。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。予備費につきましては歳入、歳出の見合いにより調整を行っております。

それでは、歳入へ説明を移りたいと思います。7ページをお開きください。1款町税であります。2項1目固定資産税であります。こちらは固定資産税の課税実績による増であります。次のページをお願いいたします。

8款地方特例交付金であります。1項1目の中の減収補てん特例交付金であります。こちらは交付決定に伴う増であります。次のページをお願いいたします。

9款地方交付税であります。説明欄にありますように、普通交付税につきまして交付決定がありましたので、それに合わせて増を行っております。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。2項5目総務費国庫補助金、説明欄にありますように社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援補助金。これは先ほど、歳出で説明しました分の国庫補助金でございます。

次に6目の農林水産業費国庫補助金。海岸堤防等老朽化対策事業費補助金であります。こちらは当初予算におきまして、県支出金で計上しておりましたが、国庫支出金となりましたので組み替えたものであります。次に3項1目総務費委託金であります。説明欄の自衛官募集事務費交付金、これも交付決定に合わせた増額でございます。

2目の民生費委託金、基礎年金等事務費交付金であります。こちらは歳出で説明しました国民年金事務費の事業にかかる国庫補助金であります。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。2項1目総務費県補助金、長崎県消費行政推進補助金、こちらは歳出で説明しました一般管理費における消費行政関係の補助金でございます。

次に、5目農林水産業費県補助金であります。説明欄の多面的機能支払交付金、こちらも歳出で説明しました中山地区の補助金の追加であります。次に、森林整備地域活動支援交付金事業費補助金、こちらも歳出で説明しまし

た分の県の補助であります。次の水産業費補助金の漁村再生交付金事業費補助金ですが、こちらは内示額が示されましたので、それに合わせた追加であります。そして次の海岸堤防等老朽化対策事業費補助金、これは先ほど国庫支出金において説明しました、当初予算に県支出金で計上していた分の組み替えによる減であります。次のページをお願いいたします。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金として、説明欄に掲げておりますように、3つの基金の利子の追加を行っております。それでは次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。1項4目後期高齢者医療特別会計繰入金であります。こちらは28年度の決算確定に伴い、事業費の清算に伴い、増が生じたものでございます。次のページをお願いいたします。

18款繰越金であります。1項1目の繰越金であります。これは平成28年度決算確定に伴い生じた純繰越金の追加でございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入であります。こちらは歳出において説明した米需給調整総合対策推進事業費の返納金の歳入でございます。

5目雑入であります。まず、研修助成金につきましては、歳出で説明しました農政未来塾等の研修受講に対する助成金でございます。そして次の消防団員安全装備品整備等助成金。これはLED購入、安全装備品の購入に対する助成金でございます。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。町債につきましては、1項3目農林水産債として、漁港建設事業債。これは補助金額の決定に伴い、調整により増額を行ったものであります。

次の4目土木債ですが、地方道路等整備事業債、こちらは県道大崎公園線の地元負担金の追加に伴う起債の増であります。次の8目臨時財政対策債ですが、これは決定による増額でございます。以上のように、20款町債につきましては補正前の額が4億2,060万円、これを950万円を追加して4億3,010万円とするものであります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、第2表地方債補正の説明に移ります。3ページをお開きくだ

さい。第2表地方債補正であります。こちらは、先ほど説明いたしました歳入20款町債に対応する補正でございます。変更としまして、3つの事業に変更を加えております。補正前の限度額の計が4億2,060万円、これに950万円を追加しまして、補正後の限度額の総額を4億3,010万円とするものであります。

以上が平成29年度一般会計補正予算（第2回）の内容であります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。波戸議員。

**8 番 波 戸** 28ページ、一般管理費の中で、農政未来塾についてお尋ねします。先ほど、歳入の方では24ページの方で研修助成金ということで129万4,000円入っておりますけれども、この農政未来塾というの内容を教えてください。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。農政未来塾についてのご質問ですが、これは全国町村会が主催をしているものでございまして、全国から20名を募集をいたしておりまして、本年度長崎県町村会において、1名この研修に出してくれという要請がございまして、本町から1名出しているものでございます。この研修については、ほぼ1年間を通じております。開催場所は主に東京でございまして。そしてその中で、研修材料等がありました場合には、自分達の仲間で研修先を決めて、自分達で研修を行っていくと。内容については詳しくは、今途中でございまして説明できませんけれども、そういったことで年間を通じて参加をしているという状況でございまして。年間を通してと言いましたけれども、1回あたり2、3日。失礼しました。真っ先に言わんばでしたけれども、この農政未来塾には農政を担当する職員が参加をいたしておりまして。いわゆる農業のプロを目指そうということが目的でございまして。以上でございまして。

**議 長** よろしいですか。はい、他に。山口議員。

**1 番 山 口** 歳出の40ページでございまして、川棚小学校管理費の中で説明が、病弱児のですね、いわゆる教育支援ということで説明があったわけですが、対象児童の数とですね、教育支援員の勤務形態はどうなっているのか、その点の説明をお願いしたい。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** ただいまのご質問にお答えいたします。対象児童は1人です。

脳の病気で下半身、右腕が不自由になって、車椅子での生活が余儀なくされた児童に対する支援を行うために、支援員を1人、専門的な知識を持った人を雇い入れました。勤務形態は9時から7時間で、平常、平日毎日勤務ということで対応させていただいております。以上です。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** 28ページの社会保障・税番号制度導入費でですね、個人番号カードの記載事項の充実をするという説明がありましたが、その記載事項の充実というのはどういう内容なのでしょうかと聞いてみます。

それから、今の山口議員の質問に関連して、特別支援教育支援員の雇い入れについては、いつからいつまでなのかということをお聞きします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** 田口議員の質問にお答えします。雇い入れは7月3日から卒業までということになります。以上です。小学校6年生でして、対象児童が、それが卒業をされるまでということになります。以上です。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** 社会保障・税番号制度導入費のところ、財政課長が説明しました、記載事項充実というところ、これはどういうことかということですが、これについては、これは新聞報道でもあっておりますように、旧姓を併記をしようと。カードの中にですね。いわゆる元の名前を併記をしようというシステムでございます。以上でございます。

**議 長** はい、他にございませんか。村井議員。

**1 3 番 村 井** 13番村井です。34ページの工事請負費の説明の中で、栈敷の改修の変更とかっていう説明があったかと思いますが、栈敷のどういった変更なのか、範囲を広げたのか、それとも内容的に工事の内容が変わったのかお聞きをいたします。

**議 長** 地域振興課長。

**地域政策課長** 大崎海水浴場の栈敷の改修内容をお尋ねということでございます。

**議 長** もとい、地域政策課長。失礼しました。

**地域政策課長** 村井議員からのご質問の大崎海水浴場の栈敷の改修の内容についてでございますが、工事の方はすでに実施しております、その工事の実施途中、床を剥いだ時に白蟻が多数見られまして、全面的に白蟻が発生しております。ですので、これを駆除しないと工事が進まないということから、この駆除費用を工事費に計上したということでございます。以上でございます。

**議 長** 他にありませんか。久保田議員。

**4 番久保田** 山口議員や田口議員の質問と関連するんですけども、この子どもさんが卒業するまで、この支援は急変なんかの医療行為とか何とかも、そういうこともできる方なんでしょうか。専門的なこと。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** 看護師をですね、今回雇い上げています。以上です。

**議 長** 他にございませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議 長** よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありません

か。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:44)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第5、議案第24号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第24号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,936万9,000円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。10款繰越金1項2目その他繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。次のページをお願いいたします。歳出になります。

11款諸支出金1項3目償還金につきましては、退職者医療制度に基づく社会保険診療報酬支払基金からの28年度交付金の清算分として返還をするものであります。次のページをお願いいたします。

12款予備費1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより、増額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議**            **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:48)

**議**            **長** 次に、日程第6、議案第25号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第25号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,499万円に

しようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正の内容についてご説明いたします。補正の主な内容は、平成28年度の繰越金額の確定に伴う広域連合納付金と一般会計繰出金を精算するための補正であります。事項別明細書でご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。4款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。歳出における広域連合納付金繰越額と一般会計繰出金の合計となります。次のページをお願いいたします。

歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への保険料納付金で、28年度分を広域連合へ納付をするものであります。次のページをお願いいたします。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、平成28年度の精算による事務費等分を一般会計へ返還をするものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第25号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:52)

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:53)

(…休 憩…)

(11:10)

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第7、議案第26号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第26号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,846万9,000円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、14ページ、15ページ

をお開きください。

4款地域支援事業等費、1項2目包括的支援事業・任意事業費の増額補正につきましては、地域包括ケアシステム構築にかかる、平成30年度から開始をしなければならない新規事業に対する各種研修、説明会等の旅費が主なものであります。次のページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度分の第1号被保険者の保険料還付金であり、2目償還金は平成28年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金などの精算において、国、県、支払基金への精算返還金として増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額をするものであります。

次に歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、過年度分として平成28年度精算に伴う追加交付の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましても、過年度分として平成28年度精算に伴う追加交付の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきましても、地域支援事業費事務費等分の28年度精算に伴う繰入金の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

9款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：15）

**議**            **長** 次に、日程第8、議案第27号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第27号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、くじゃく園内トイレの浄化槽点検の結果、浄化槽の修繕工事が必要となり、その工事請負費を予備費で調整するものであります。なお、補正予算の詳細につきましては地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 地域政策課長。

**地域政策課長** それでは、事項別明細書でご説明しますので5、6ページをお開きください。1款1項1目改良費の15節工事請負費75万円の増額補正につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおり、くじゃく園内トイレの浄化槽点検において、ドッグラン前トイレの浄化槽ブロワ及び処理水揚水ポンプに作動不良が確認されましたので、そのブロワ、処理水揚水ポンプを交換するものであります。次のページをお開きください。

3款1項1目予備費の75万円の減額補正は、先ほど説明しました工事請負費の増額分を予備費から減額するものであり、歳入歳出予算の総額に増減はありません。

以上説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:18)

**議** **長** 次に、日程第9、議案第28号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** **長** 議案第28号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,673万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,887万6,000円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議** **長** 水道課長。

**水道課長** それでは事項別明細書で説明をいたしますので、議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、13節の委託料につきましては、平成30年度から公営企業会計へ移行をするということに伴いまして、財務会計システムの改修が必要と判明をいたしました。そのシステム改修費を計上しているものでございます。次に15ページ、16ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございますが、4節共済費につきましては9月1日付けの人事異動に伴いまして、職員が1名減となったために事務補助を雇用をするということで、その必要な社会保険料を計上をしておるものでございます。7節賃金についても4節と同様でございます。事務補助を行う臨時職員の雇用の賃金でございます。13節委託料、これにつきましては執行残でございます。今後委託料の予定もないことから減額をするものでございます。15節の工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴いまして減額をするものでございます。次に17ページ、18ページをお願いいたします。

3款1項2目利子でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、利子の償還額の確定により減額をするものでございます。次に、19ページ、20ページをお願いいたします。4款1項1目予備費でございます。53万5,000円の増額であり、歳入歳出の見合いにより調整をするものでございます。

次に歳入でございます。7ページ、8ページをお願いいたします。3款1項1目下水道事業費国庫補助金でございますが、歳出でも説明をいたしましたとおり、社会資本整備総合交付金の交付決定により減額をするものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金でございます。平成28年度決算が確定をいたしましたので、386万9,000円を追加するものでございます。次に11ページ、12ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道建設事業債でございます。960万円の減となっておりますけれども、説明欄の1公共下水道事業債、これでは930万円の減でありまして、社会資本総合整備交付金の交付決定に伴い減額をするものでございます。2の公共下水道事業債（公営企業会計システム構築分）につきましては30万円の減でございまして、執行残が発生したため減額をするものでございます。次に3ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。補正後の限度額を960万円減額をいたしまして、6,610万円にするものでございます。減額の理由は、先ほど歳出の下水道建設費で説明しました社会資本整備総合交付金の交付決定によるものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。山口議員。

**1 番 山 口** 16ページでございますが、最終的に工事請負費がですね、社会資本整備総合交付金の減額決定によって減額補正になっているわけですが、結果からいけば工事が、予定していた工事が縮小になるのかどうかですね。もし、縮小になるのであればですね、どこの部分の管渠工事がいわゆる縮小になるのか説明をお願いしたい。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは山口議員のご質問にお答えをいたします。当初予算におきましては、小串の汚水枝線の工事、その55から62というように8本の工事を予定をしておりましたけども、そのうちの3本を工事が不可能ということで、実施ができないというような状況になります。地域的には全て西小串地区、惣津地区にかかるような地域のところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですかね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:27)

議 長 次に、日程第10、議案第29号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 議案第29号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律により、農業委員会に農業生産力の推進及び農業経営の合理化を図るため、農地利用の最適化の推進に関する事務が必須事務として位置付けられたところであり、このことにより、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国において農地利用最適化交付金事業実施要綱が定められ、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地利用の最適化にかかる活動及び成果の実績に応じ、交付金から報酬を支給できるとなりましたので、本条例の一部を改正しようとするものであります。以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細については農林水産課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 農林水産課長。

**農林水産課長** それでは内容について説明いたします。新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。改正後の農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の次にそれぞれ加算額、予算の範囲内において町長が定める額を加えようとするものです。加算額は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に向けた活動実績及び成果実績に応じて支給するものであります。活動実績としましては、担い手への農地集積・集約化の推進活動、遊休農地の発生防止解消、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、今の4項目までの活動に必要な会議となっています。また、成果実績につきましては、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止解消に向けた活動の実施によりまして、成果を上げた場合に支給されることとなっております。

それでは改正本文に戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成29年度予算から適用することとしており

ます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これから質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** この特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、この別表にいろいろな職種について日額いくらとか、あるいは年額いくらというように書いてあるわけですが、いずれもはっきりと金額を書いてございます。今回は今言われた加算額の部分はどうですか、予算の範囲内において町長が定める額というように、規定の仕方が非常にあいまいな形になっておるので、もう少し明確にならないのかなと。そもそも、この条例というのは明確に定めるという意味でこの条例があると思うので、ここの部分がもう少し明確にならないものだろうかというふうなことを思います。今、説明がありました活動実績に応じて、あるいは成果実績に応じてと言われてもですね、それ自体も非常にわかりづらいですよ。例えば日額いくらとか、あるいは時間額いくらとか、あるいは成果実績であれば何hあたりいくらとか、何かそういう明確な定め方ができないものだろうかと思うのですが、そこら辺についての考えはいかがでしょうか。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 田口議員のご質問にお答えいたします。この成果報酬につきましては農地利用最適化交付金、国からの交付金であります。その活動実績につきましては、予算総額の3割の範囲内となっております。その他は成果実績というふうになりますけれども、これは全国の農業委員さんの活動になります。川棚町の農業委員さんの活動につきましても、それぞれ活動記録を今つけてもらうようにしております。これによって1月ぐらいに申請をします。全国から申請があがってきて、それが活動が多ければ、全体額が減りますので、その日額の設定ができないというふうなことです。そういったことで、町長が定める額ということにしております。全体額が決まっておりますので、そこが活動が多ければそこに、農業委員会にくる金額が減ってくるということですね。逆に多ければその範囲内、上限額全部が農業委員会にくるということですので、それをそれぞれの個人さ

んの活動に応じて振り分けをするというふうなことになっております。以上です。

**議** **長** 田口議員。

**2 番 田 口** そうしますと、予算の範囲内において書いてございます。その部分については、今の説明によると1月に申請をしてから配分がなされるという意味では、今現在はこれについての予算というものは計上がなされていないと。年度末ぐらいに配分された予算を計上をして、各委員に配布するということになるということによろしいんですかね。

**議** **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** それでは説明いたします。予算につきましては、当初予算で計上しております。それでこの、そうですね、1月に計上しておりますので、ただ、報酬を支払うためには条例を制定しなければならないということでありましたので、今回、条例の一部改正をすることとなったものがあります。以上です。

**議** **長** 田口議員。

**2 番 田 口** そうすると、1月と言われたのは前年度の1月という意味であろかなと思います。そうすると前年度の1月、前年度の活動実績に応じてっていう考えなのでしょうか。

**議** **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** すみません。30年度の1月であります。今、活動をしていただいて、活動記録をつけてもらっていますので、その活動の実績が出るのが1月になりますので、その後活動の実績に応じて申請をするというふうなことになります。ただ、予算につきましては29年度の予算に当初上げておりましたということでもあります。

**議** **長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 今までには一律に報酬額を決められていたものが、これからはその活動実績と成果の実績によって加算されていくとなれば、各々の報酬もまた違ってきて、何もそれに対する問題というか、そういうのは考えられないのでしょうか。

**議** **長** 久保田議員の質問があります。農林水産課長。

**農林水産課長** 久保田議員の質問にお答えします。先ほど申しましたよう

に、農業委員会の活動の記録を個人個人でつけていただきます。その辺りはやはり、毎回そういったものに会議に出席とかできる方と、できない方がおられます。その中で、個人個人の活動の実数が出てきますので、それに応じて配分をするということで、問題はないかなと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質問はありませんか。高以良議員。

**10番高以良** 国の方では総額が決まっています、それを実績によって振り分けをするというような説明でしたけど、頑張れば頑張った分だけ単価が減るといいますかね、というのは何かおかしいような気がするんですけど、そこら辺は何か国の方に改善の要望とか、そういうのはされないんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 高以良議員の質問にお答えします。今のところそういった制度ですので、減った時に単独費とかを上乗せできればいいんでしょうけど、今のところは国の全額ということで進むようにしておりますので、そこは今の制度上ちょっとできないって言いますかね、そういったことになります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 三岳議員。

**3番三岳** 3番三岳です。ここに表現してあるですね、町長の定める額。これというのは、例えば全国でそういう実績があがって配分をする時に、極端に言いますと、毎年これは配分が変わってくるということになるわけでしょう。そうしますと、この町長が定めるという言葉が果たして適切なのか。定まっていらないんじゃないかなという気がするんですけど。そして、例えば別表にですよ、先ほどから出てますように日額とか実績に応じた、そういった農業委員さん個人に対する配分といいますか、そういったものが別表等にも記載をされないわけでしょうから、毎年定める額が変わっていくということは、定められないというふうに私は理解するんですが、その点はいかがでしょう。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 三岳議員の質問にお答えいたします。実績が出まして申請をして、その額が確定した時に町長が定める額が確定するということになる

と思います。以上です。

**議**            **長** 三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番三岳です。それはある意味町長が定めるのではなくて、国から配分された分が、額が決まるということだと思うんですね。ですから、町長が決めるというのが、ちょっと言葉としてどうなのかという気がするんですけど、その辺の見解はいかがですか。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 三岳議員の質問にお答えいたします。町の予算に組んでおりますので、町長が定める額でいいのではないかというふうに思っております。以上です。

**議**            **長** 山口議員。

**1 番 山 口** そのこのところが若干腑に落ちないところがあるんですけども、今ですね、加算額というのは1月に実績等の報告をして、初めて交付金が決まるんだと、そういう説明なんですね。そうすれば当初に予算を組んでいると。じゃあその予算を組んだですね、いわゆる根底はどこにあるのか。そうすれば概算その他で、だいたいの検討はこれくらいだろうというので、やはり田口議員が言われるような非常にあいまいな形ではなくて、予算の範囲内であればいくらですよという形で組めるのではないかという気がするんですけど、交付金が決まらなければ加算額は決まりませんよと。ところが、それに関する予算は年度当初に組んでいますよと。だから非常にその部分があいまいな表現ではないかと思うんですけど。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 山口議員のご質問にお答えいたします。農地利用最適化交付金事業実施要綱の中に、活動実施に応じた交付金につきましては、農業委員会ごとに次の計算式により得られる額を上限としますというふうに規定をされております。上限額は農業委員及び推進委員の人数に6,000円を掛けた任命月から3月31日までというふうなことで、これを一応予算の範囲内で予算計上をしているところであります。以上です。

**議**            **長** 他に質疑はありませんか。福田議員。

**1 2 番 福 田** 12番福田です。附則の欄に、最後の行に報酬及び費用弁償にかかる条例のという文がありますが、この年額の分が報酬にあたって費

用弁償というのが、活動実績といたしますか、4項目の会議出席等にかかった分で日当あたりの費用が出るのかなと思っております。それに加えてボーナス的なものとして成果によるものがあるのか、そういう3本立てになっているのかちょっとお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 3本立てということですがけれども、先ほどこの年額の報酬の分と費用弁償につきましては、先ほど言いましたように活動実績の計算式の上限分、それと成果につきましては、上限としまして1万4,000円の月数、それに評価点というのがあります。そういったものを掛けます。それにつきましては、農地の集積につきましては農地集積面積の増加面積について単年度の目標面積に対する達成度の評価ということで、その達成度によって点数が決まっております。そういったものを掛けて成果の金額を出すということになりますので、3本立てといえれば3本立てのようになります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですかね。田口議員もう3回超えるばってん。他にありませんか。よろしいですか。はい、それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**農林水産課長** 議長、訂正を1つ。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 訂正。はい、農林水産課長。

**農林水産課長** 先ほど、費用弁償と言いましたけれども、報酬の間違いです。申し訳ありませんでした。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員の質問に対しての分ですね。

**農林水産課長** はい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。わかりました。それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:49)

**議**            **長** 次に、日程第11、陳情第2号「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」を議題といたします。

お諮りをいたします。この陳情については、産業建設文教委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、この陳情は、産業建設文教委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

(11:49)

**議**            **長** 次に、日程第12、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お

手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

( 1 1 : 5 0 )

議 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定しました。

( 1 1 : 5 0 )

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 5 0 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実

会 議 録 署 名 議 員 福 田 徹